

【大臣免許から千葉県知事免許へ免許換え申請を行う場合】

- ① 千葉県庁へ「従たる事務所廃止の変更届出書」と、「免許申請書」を提出
※ 他に変更事項があれば、併せて変更届出書を提出
この他、弁済業務保証金分担金納付書の写しも必要
- ↓
- ② 千葉県庁から関東地方整備局へ変更届出書が送達
- ↓
- ③ 千葉県庁で書類審査（審査期間は約2ヶ月）
- ↓
- ④ 千葉県庁から申請者へ免許交付通知書が送付
- ↓
- ⑤ 所属している協会へ従たる営業所分の営業保証金分担返金手続を行う
- ↓
- ⑥ 協会が届出書控えを交付
- ↓
- ⑦ 届出書控えなどを持参して千葉県庁から免許証の交付を受ける

《 注 意 点 》

- i. 大臣免許の有効期間満了間近の免許換え申請はお止め下さい。
- ii. ④の「免許通知交付」から、3ヶ月以内に⑦の「届出書提出」を行って下さい。
3ヶ月を超えますと、免許取り消しを受ける可能性があります。
- iii. 主たる事務所、県内に従たる事務所もあれば、それらの外観及び内部写真、案内図、平面図が必要になります。
内部写真は、営業所の区分に関係なく「報酬額表」と大臣免許に基づいた「業者票」の設置状況も撮って下さい。
- iv. 免許証交付後、速やかに次の手続を行って下さい。
 - a. 「宅地建物取引業者票」にある免許番号を書き換えて下さい。
 - b. 宅地建物取引士の「資格登録簿」の勤務先免許番号の変更届を提出して下さい。
この手続は、取引士証を発行した都道府県庁に対して行って下さい。